

上尾市身体障害者福祉センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 11 号

上尾市身体障害者福祉センター管理規則等の一部を改正する規則

(上尾市身体障害者福祉センター管理規則等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 上尾市身体障害者福祉センター管理規則（昭和 63 年上尾市規則第 13 号）第 3 号様式及び第 4 号様式
- (2) 法人に対する手話通訳者派遣事業実施規則（平成 12 年上尾市規則第 29 号）第 2 号様式、第 3 号様式及び第 5 号様式
- (3) 上尾市障害者地域生活支援事業実施規則（平成 20 年上尾市規則第 5 号）第 5 号様式、第 6 号様式、第 12 号様式、第 15 号様式、第 17 号様式、第 18 号様式、第 29 号様式、第 32 号様式、第 37 号様式から第 39 号様式まで、第 43 号様式、第 46 号様式、第 49 号様式、第 53 号様式の 3 、第 53 号様式の 5 、第 55 様式の 2 及び第 56 様式の 2
- (4) 上尾市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則（平成 20 年上尾市規則第 30 号）第 2 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式
- (5) 上尾市生活ホーム事業実施規則（令和 7 年上尾市規則第 34 号）第 1 号様式、第 2 号様式及び第 4 号様式

(上尾市重度障害者居宅改善整備費支給規則の一部改正)

第 2 条 上尾市重度障害者居宅改善整備費支給規則（平成 22 年上尾市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 様式中「印」を削る。

第 8 様式中「印」を削る。

(上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園管理規則及び上尾市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園管理規則（平成23年上尾市規則第30号）第5号様式から第7号様式まで
- (2) 上尾市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成24年上尾市規則第19号）第1号様式及び第3号様式から第6号様式まで

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。